

# 虐待防止のための指針

令和5年4月1日 改訂

地域密着型特別養護老人ホーム しあわせの家寒川

ショートステイ しあわせの家寒川

## 1：虐待防止に関する考え方

高齢者虐待防止法は平成28年4月1日から施行されています。この法律では、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を促進することとなっています。当施設では、入居者の尊厳と主体性を尊重し、入居者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した暮らしを送ることができるように職員一人ひとりが高齢者虐待は許されるものではないということを理解し、虐待防止に向けた意識を持ってケアを実施します。

## 2：虐待防止に向けた体制

### (1) 虐待防止委員会の設置

当施設では、虐待防止に向けて虐待防止委員会を設置します。

### (2) 虐待防止委員会の目的

虐待防止委員会は、入居者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、入居者の自律と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に委員会を開催して虐待の防止に努めることを目的とします。

### (3) 虐待防止委員会の構成員

：施設長 (虐待防止責任者)

：統括長

：生活相談員 (虐待防止担当者)

：看護リーダー

：介護支援専門員

：管理栄養士

：一期ユニットリーダー

：一会ユニットリーダー

：一笑ユニットリーダー

：一福ユニットリーダー

### (4) 虐待防止委員会の開催

：定期的に3ヶ月に1回(2・5・8・11月)開催します。

：必要時は随時開催します。

### (5) 委員会の活動内容

：「虐待の分類」(資料1)について、職員に周知します。

：「虐待早期発見チェックリスト」(資料2)を使用して自主点検します。

※上記の自主点検の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止責任者に報告することとします。

：虐待防止研修を新規雇用時並びに定期的に(年2回以上)実施します。

：その他、法令及び制度の変更のあった場合には委員会を招集し、指針等の見直しを行うこととします。

### 3：虐待防止に向けた各職種の役割

虐待防止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

( 施設長 )

- 1) 虐待防止委員会の総括管理
- 2) ケア現場における諸問題の総括責任

( 統括長・生活相談員・介護支援専門員 )

- 1) 虐待防止に向けた職員教育
- 2) 関係機関との連絡調整
- 3) 施設のハード、ソフト面の改善提案
- 4) 記録の整備

( 看護リーダー・看護職員 )

- 1) 医師との連携
- 2) 重度化する入居者の状態観察
- 3) 記録の整備

( 管理栄養士 )

- 1) 経口摂取への取り組みとマネジメント
- 2) 入居者の状態に応じた食事の工夫

( ユニットリーダー・介護職員 )

- 1) 入居者の尊厳を理解する
- 2) 入居者の疾病、障害等による行動特性を理解する
- 3) 入居者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- 4) 入居者とのコミュニケーションを充分に取る
- 5) 現場の判断のみで行動することなく、報告・連絡・相談を徹底する
- 6) 記録は正確かつ丁寧に記録する

### 4：虐待防止のための職員教育・研修

介護に携わる全ての職員に対して、虐待防止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を定期的（年2回以上）及び新人職員については採用時に行います。

- ① 教育・研修・勉強会などの実施
- ② 新任者に対する虐待防止に関する研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

### 5：虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 虐待が発生した場合もしくは疑わしい状況が発生した場合には、速やかに関係機関（市町村）へ通報する義務があることを理解して行動します。
- (2) 市町村が実施する虐待等の調査に協力します。
- (3) 関係機関と連携して高齢者の生活の安定に向けた支援を行うとともに、養護者に対する支援も実施します。

## 6：虐待等が発生した場合の報告・相談体制

虐待等が発生した場合の報告・相談については以下の手順で行います。

- (1) 虐待等が発生もしくは疑わしい状況が発生した場合は、虐待防止責任者へ報告
- (2) 報告を受けた虐待防止責任者は事実関係について調査
- (3) 調査した結果によって虐待等の発生が認められた場合には市町村へ通報  
通報先：四国中央市高齢介護課 0896-28-6025
- (4) 市町村が実施する虐待等の調査に協力
- (5) 市町村と連携をとって対象者の保護並びに支援を実施

## 7：成年後見制度の利用促進

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由によって財産の管理又は日常生活等に支障がある者で支援が十分に行われていない状況である場合には、成年後見制度の利用の促進に関する法律に沿って支援します。具体的には、以下の成年後見制度利用促進における中核機関等に相談することとします。

四国中央市地域包括支援センター	28-6147
四国中央市高齢介護課 高齢者福祉係	28-6024
四国中央市生活福祉課	28-6023
四国中央市社会福祉協議会	28-6127
公益社団法人成年後見センター・ リーガルサポートえひめ支部	089-941-8065

## 8：虐待等に係る苦情解決方法

当施設の定める苦情処理体制にそって対応します。

## 9：虐待防止に関する指針の閲覧について

この指針は、いつでも自由に閲覧することができます。

### (附則)

この指針は、令和3年4月1日より実施する。

この指針は、令和4年4月1日より実施する。

この指針は、令和4年8月1日より実施する。

この指針は、令和5年4月1日より実施する。

## 虐待の分類（資料1）

### 【 1. 身体的虐待 】

暴力的行為などで、身体にアザ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。

（具体例）

- ・殴る、蹴る、平手打ちをする、叩く、つねる、踏みつける、髪・耳・鼻等を強く引っ張る、やけどや打撲をさせる。
- ・無理やり飲食を強要したり、口に押し込む。
- ・入居者の食事やおやつを与えず、職員が食べてしまう。
- ・罰としての減食。
- ・押し倒したり、突き倒したり、投げ飛ばす。
- ・引きずる、衣服をつかんで強制する。
- ・首根っこをつかむ、頭を押さえつける。
- ・自傷、他傷行為の放置。
- ・居室等に長時間閉じ込める。
- ・居室に長時間入れず、寝かせないような行為。
- ・施設からの閉め出し。
- ・ホース等で水をかける。
- ・傷等の治療の放置。
- ・服薬の放置。
- ・部屋の暖房や冷房を止める。
- ・ベッド等に縛り付けるなどの身体拘束、意図的に薬（精神薬等）を過剰に服用させたりして抑制する。 / 等

### 【 2. 心理的虐待 】

脅かしや強迫、侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること。

（具体例）

- ・排泄の失敗等を嘲笑したり、それを話すなど入居者に恥をかかせる。
- ・怒鳴る、脅かし、ののしる、自尊心を傷つける言葉、怯えさせるような言葉、悪口をいう。（「バカ」「アホ」「死ね」「まぬけ」「役立たず」「のろま」等）
- ・侮辱をこめて幼児のように扱う。
- ・差別的に扱う。
- ・入居者の差別的な物まね。
- ・入居者が話しかけているのを意図的に無視する。
- ・入居者の大事にしているものを隠す、捨てる、壊す。 / 等

### 【 3. 性的虐待 】

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。

(具体例)

- ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身等を裸にして放置する。
- ・キス、性器への接触等の強要・教唆（そそのかしたり、けしかけたりすること）。
- ・性器や性交を見せる。
- ・性的暴行。
- ・ポルノグラフィーを見せたり、被写体などを強要する。／等

### 【 4. 経済的虐待 】

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

(具体例)

- ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。
- ・本人の持ち物等を無断で廃棄したりすること。
- ・本人の財産等を本人に無断で売却する。
- ・年金や預貯金を本人の意思、利益に反して利用する。／等

### 【 5. 支援・介護の放棄・放任 】

意図的であるか、結果的であるかを問わず、支援や介助を職員がそのサービス提供を放棄又は放任し、入居者の生活環境や入居者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

(具体例)

- ・入浴させず異臭がする。
- ・入浴時に洗体、洗髪を行わない。
- ・衣服の交換をさせない。
- ・失禁、便失禁等の処理をせず放置する。
- ・髪が伸び放題、皮膚が著しく汚れている。
- ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。
- ・室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる。
- ・入居者本人が必要とする支援・介助、医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わない。
- ・疾患等により食事制限等が必要な入居者に対し、制限を設けず飲食させ続ける。／等

## 虐待早期発見チェックリスト（資料2）

虐待が疑われる場合の「サイン」として、以下のものがあります。複数のものにあてはまると、疑いの度合いはより濃くなってきます。これらは、あくまで例示であるので、これ以外にも様々な「サイン」があることを認識しておいて下さい。

### 【身体的虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
	説明のつかない小さな傷が頻繁にみられる。
	腿の内側や上腕部の内側、背中などにアザやミミズ腫れがある。
	頭、顔、背中などに傷がある。
	臀部や手のひら、背中などにやけどの傷がある。
	特別な身体障害や疾患がないにも関わらず、急にぐったりしている。
	傷やアザがあると思われるが、必要以上に見せたがらない。
	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。
	「施設にいたくない」「蹴られる」等の訴えがある。
	傷やアザに関する説明のつじつまがあわない。
	一定の職員に対し、避けたり、怯えるなどの表情等がみられる。
	失禁、便失禁が増えた。
	自傷や他傷が多くなった。
	表情・行動が落ちつかず、多動となった。
	日課等の参加を拒否し、居室から出ようとしない。
	衣服が破れたり、ちぎれたりしている。

### 【心理的虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
	食欲の変化、摂食障害（過食、拒食）がみられる。
	掻きむしり、噛みつき、ゆすり等がみられる。
	不規則な睡眠（悪夢、眠ることへの恐怖、過度の睡眠など）の状態がある。
	過度の恐怖心、怯えを示す。
	強い無力感、あきらめ、なげやりの態度がみられる。
	家への電話の要求が極端に増えたり、保護者の面会や外泊要求が強くなる。
	頭痛や腹痛等の訴えが多くなった。
	今までに無かった行動や言動が多くなった。
	入居者本人の持ち物や大事にしているものが無くなった等の訴えがある。
	表情に覇気が無く、塞ぎこむことが多く見られるようになった。
	体重が不自然に増えたり、減ったりする。
	泣く、わめく、叫ぶなどの症状がみられる。

### 【性的虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
	肛門や女性性器に出血や傷が見られたり、性器に痛みやかゆみがある。
	「胸をさわられた」「裸にされた」等の訴えがある。
	一定の男性職員が女性入居者の支援に関わっていることが多くみられる。
	一定の女性職員が男性入居者の支援に関わっていることが多くみられる。
	男性職員が女性の下着を扱っている等の訴えがある。
	不自然な歩行や座位を保つことが困難になる。

### 【経済的虐待のサイン】

チェック欄	サイン例
	知らない間に預貯金が引き出されたといった訴えがある。
	預かり金の残高の減り方が異常に早いと思われるとき。
	預かり金の残高が合わない事が多い。
	飲食物を購入したが飲食していないといった訴えがある。

### 【支援・介護の放棄・放任のサイン】

チェック欄	サイン例
	居室が極端に非衛生的、あるいは異臭が酷い。
	濡れたままの下着をつけたままである。
	寝具や衣類が汚れたままであることが多い。
	服薬しているにも関わらず、検査データが改善せず、悪化している。
	入居者から「聞いてくれない」「相手をしてくれない」等の訴えがある。

### 【支援者の態度にみられるサイン】

チェック欄	サイン例
	入居者に対し暴言を吐いたり、冷淡な態度や無関心さがみられる。
	入居者への支援や介助に対する拒否的な発言がしばしばみられる。
	上司や同僚の助言を聞き入れず、不適切な支援方法のこだわりが見られる。
	入居者の健康や疾患に関心が無く、知識や技術が身につかない。
	入居者に対し、過度に乱暴な口の利き方をする。
	直接処遇に関わっている場面が極端に少ない。
	上司や家族との接触を避けていることが多い。
	遅刻・早退・欠勤が増えた。
	職員研修等を私用で休むことが多い。(不参加)
	他の職員と交わらず、1人であることが多い。
	常に周囲を気にしているような素振りが多い。
	報告・連絡が粗雑であったり、行わない。